

### 1. 基準改定について

#### <経緯>

令和6年能登半島地震における輪島市大規模火災などを踏まえると、防火水槽の整備促進はより一層重要な課題となっている。ただし、開発行為等に伴ない、事業者が整備した**私設防火水槽は、事業撤退による売却・建物更新等により減少傾向**にある。開発行為において、**現行のさいたま市消防水利整備基準では、既存消火栓が開発地周辺にある場合、防火水槽は整備されない**こととなる。

以上の課題を解決するため、**大規模開発行為については防火水槽を整備する基準に改定**（開発地周辺に既存防火水槽が設置されているなど一定の条件の場合を除く。）するため、「さいたま市消防水利整備基準等改定検討会」を設置し、各委員からの多様かつ専門的な意見を聴取して基準改定の参考とした。

### 3. 改定内容

さいたま市消防水利整備基準の改正案は以下のとおりとする。

- **3,000㎡以上の大規模開発行為**には、**防火水槽を設置**する。（既存防火水槽の有効範囲内の場合、緩和基準あり）
- **土地区画整理事業**及び**市街地再開発事業**も現在運用されているとおり、開発行為同様に**本基準を準用して適用**する。

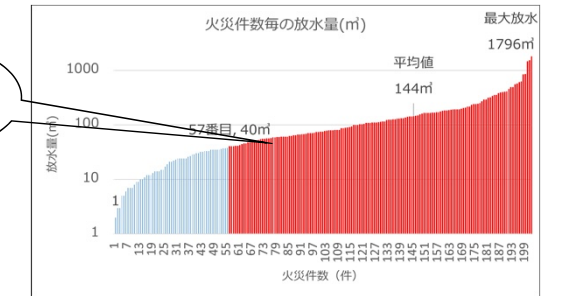
#### さいたま市消防水利整備基準の一部改正（案）新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 目的 この基準は、さいたま市内の開発行為等に関し、事業者が行う消防水利の整備について必要な事項を定めることにより、適切な消防活動を推進し、火災等の災害による被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>3 消防水利 消防水利は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）に適合しなければならない。</p> <p>(1) 消防水利の算定 開発区域の全域が既存の<b>防火水槽（有効水量が40立方メートル以上の防火水槽に限る。）</b>の有効範囲で包含することができない場合は、当該未包含部分を包含するために、<b>必要な基数の防火水槽を設置</b>しなければならない。ただし、<b>開発区域の面積が3,000平方メートル未満の開発行為においては、開発区域の全域が既存の消火栓又は防火水槽で包含されない場合に、当該未包含部分を包含するために、必要な基数の消火栓又は防火水槽</b>を設置しなければならない。</p> <p>4 <u>開発行為以外への準用</u> <u>土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、前2及び3の規定を準用する。</u></p>	<p>1 目的 この基準は、さいたま市内の開発行為に関し、事業者が行う消防水利の整備について必要な事項を定めることにより、適切な消防活動を推進し、火災等の災害による被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>3 消防水利 消防水利は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）に適合しなければならない。</p> <p>(1) 消防水利の算定 開発区域の全域が既存の消防水利の有効範囲で包含することができない場合は、当該未包含部分を包含するために必要な消防水利を設置しなければならない。</p>

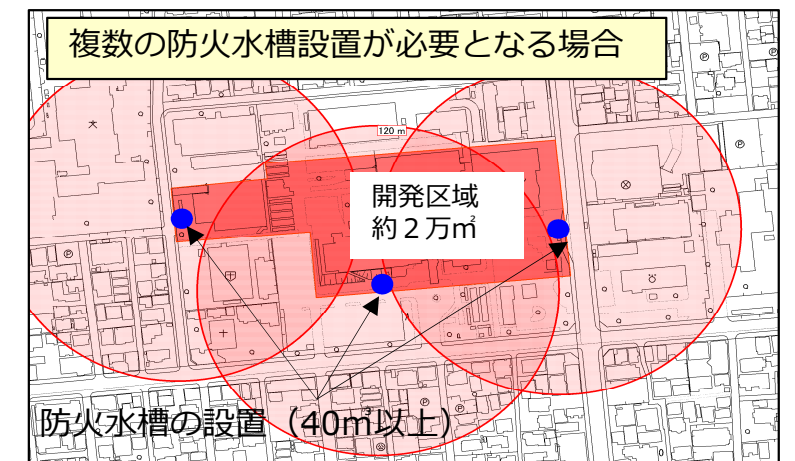
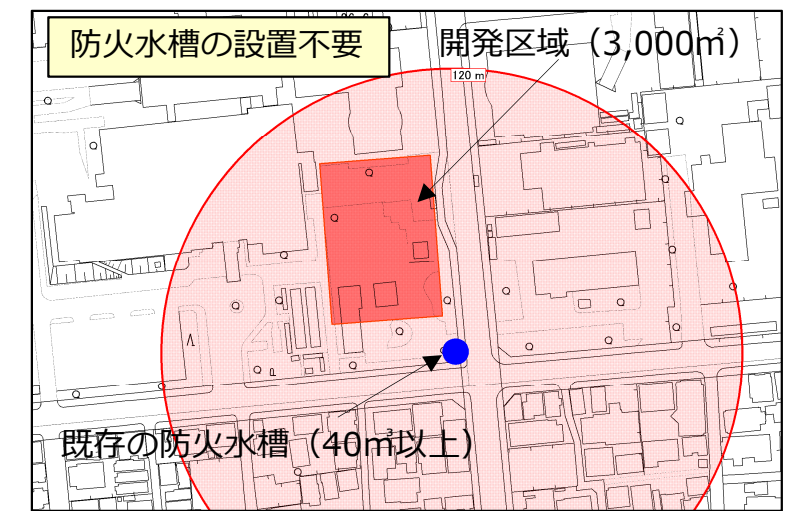
### 2. これまでの検討項目

本検討会において、おもに以下の項目について検討してきた。

- 大規模開発行為を3,000㎡以上とする理由
- 3,000㎡以上の開発行為の統計整理
- 各指定都市等の状況
- 防火水槽設置緩和基準の検討（防火・準防火地域別、建物構造別）
- 防火水槽の必要容量
- 開発事例別ケーススタディ
- 雨水貯留槽兼用の検討
- 土地区画整理事業及び市街地再開発事業への適用検討



さいたま市内の過去10年間の火災における放水量から算出した。算出条件：2棟以上延焼した建物火災（全焼・半焼）



※必要基数は土地利用計画による（消防ポンプ自動車容易に接近できる場所等）

### 4. 雨水貯留槽兼用の検討結果

- ✓ 維持管理面（清掃の容易さ）・防火水槽同等の強度の観点から、兼用雨水貯留槽の材質はコンクリート製とする。ただし、メンテナンス方法には課題が残る。
- ✓ 「コンクリート製防火水槽兼用雨水貯留槽」の費用と比べ、防火水槽と雨水貯留槽（プラスチック）を別に設置したほうが安価になるとのメーカー見解がある。ただし、事業者の選択肢は広がる。以上の点などを踏まえ、**さらに慎重に検討・整理する必要があり、今回の基準改定は見送る**こととする。



出典：ベルテクス株式会社 M.V.P.システム



出典：城東リプロン株式会社 ハイドロスタッフ

### 5. 今後のスケジュール

#### ➢ パブリック・コメントの実施

本検討会で整備基準の改定案の承認いただけましたら、来年度にパブリック・コメントを実施する予定【議題3】で詳細説明

